

令和8年度単価基本契約
(軽油（ローリー渡し）10・11・12月分)

仕 様 書

令和8年7月
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ
廃止措置部 施設管理課

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 品名	1
4. 仕様	1
5. 納入期間	1
6. 納入指示の方法	1
7. 納入方法	1
8. 納入に対する注意事項	1
9. 納入場所及び発注予定数量	1
10. 納入量の確認	2
11. 適用又は準拠すべき法令等	2
12. 提出図書	2
13. 保証	2
14. 検査成績表及びSDSの提出	2
15. 検収箇所	3
16. 検収条件	3
17. 検査員	3
18. 特記事項	3
19. 提出図書リスト	4

1. 件 名

令和8年度単価基本契約（軽油（ローリー渡し）10・11・12月分）

2. 目 的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という）高速増殖原型炉もんじゅで使用する軽油の売買単価契約を締結し、燃料補給の円滑な運用を図るものである。

3. 品 名

軽油（ローリー渡し）

4. 仕 様

軽油は、JIS規格2号（K2204）の性状規定に適合していること。

5. 納入期間

自：令和8年10月 1日

至：令和8年12月31日

（但し機構が定める休日を除く。原則として午前中にすべて納入を完了させること。）

6. 納入指示の方法

単価基本契約を締結し、これに基づき機構が発行する発注指示書により行うものとする。

7. 納入方法

- （1） 発注指示書に基づき、タンクローリー車（構内の通路事情から、原則として、積載量が16KLまたは20KL以下の車両とする。）で納入すること。
- （2） タンクローリー車毎に試験成績表を提出し、担当者の確認を受けること。

8. 納入に対する注意事項

- （1） 交通事故防止のため安全運転に努めること。
- （2） 輸送時間帯は、交通事情緩和のため渋滞時を避けること。
- （3） 佐田～白木間の大型車両（11トンを超える車両）の通行は、午前7時～午後10時以内とする。（11トン以下の車両であっても出来る限り上記時間帯を遵守すること。）
- （4） 構内の通行については、道路標識に従う他、機構担当課等の指示に従うこと。

9. 納入場所及び発注予定数量

（1） 納入場所

福井県敦賀市白木2丁目1番地

高速増殖原型炉もんじゅ 補助ボイラ軽油貯蔵タンク、D/G 燃料タンク（A, B）

（ローリー1台の積載燃料を補助ボイラ軽油貯蔵タンク及びD/G 燃料タンク（A, B）に指定数量分振り分けて納入するよう指示する場合がある）

(2) 発注予定数量

240KL

但し、数量は令和8年10月～令和8年12月度の発注予定数量であり、発注数量に増減が生じて場合でも異議を申し立てないこととする。

10. 納入量の確認

機構担当者立会いのもと補助ボイラ軽油貯蔵タンク液位計又はD/G燃料タンク(A,B)液位計により納入量を確認する。

11. 適用又は準拠すべき法令等

本仕様書に基づく2号軽油を納入するにあたり、適用又は準拠すべき法令・規格・基準等(以下「適用法令等」という。)の主なものは以下のとおりである。以下の適用法令の他、受注者が適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は、納品前に速やかに機構に対し書面にて確認を得ること。

日本産業規格(JIS)

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定

福井県条例

敦賀市条例

自然公園法及び同法の関係法令

高速増殖原型炉もんじゅ規則類

消防法 危険物第4類第2石油類

労働安全衛生法 危険物(引火性の物)、表示対象物、通知対象物

その他、関連するもの

12. 提出図書

受注者は、19.「提出図書リスト」に定める図書について提出すること。その際、提出時期を厳守すること。

13. 保証

保証期間は本購入目的物引き渡し後1年間とする。

保証期間以内に、購入品の不良または誤納により機構の所有する設備の故障又は破損、その他不具合を生じた場合、受注者は無償でこれを指定期日までに修理・保証し、その機能を十分に確保しなければならない。

14. 検査成績表及びSDSの提出

(1) 納入時に納入石油元売り会社の検査成績表1部提出し、担当者の確認を得ること。なお、検査成績表には以下の項目を入れることとするが、窒素分、灰分及び真発熱量の記載については任意とする。

また、検査成績表における規格値についてはJIS2号規格の値を記載すること。

引火点【℃】、蒸留性状90%留出温度【℃】、流動点【℃】、目詰まり点【℃】、
10%残油の残留炭素分【質量%】、セタン指数、動粘度（30℃）【mm²/s】、
硫黄分【質量%】、密度（15℃）【g/cm³】、窒素分【質量%】、灰分【質量%】、
比重【g/cm³】、真発熱量【kcal/kg】

- (2) 初回の納入時にSDSを1部提出し、その後SDSに変更が生じた場合は、最新のものを1部提出すること。

15. 検収箇所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置部 施設管理課

16. 検収条件

検査成績表の各項目が規格値内にあり、また、SDS、納入量の確認をもって合否判定基準とする。

17. 検査員

一般検査 管財担当課長

18. 特記事項

- (1) 受注者は、納入業務の実施にあたり知り得た情報を機構の許可無く第三者に口外してはならない。
- (2) 受注者は、納入業務の実施にあたっては、関係法令及び所内規程を遵守するものとし、機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、納入業務の実施にあたって、万一事故が発生した場合は、速やかな措置を講じるとともに、事故の状況について、機構に報告するものとする。
- (4) 本仕様書は概要を示すものであり、明記されていない事項でも当然製品として必要な事項を満足させること。
- (5) 本品は原子力発電所で使用するため、品質管理には充分留意すること。
- (6) 仕様書で購入する物品については、グリーン購入法に適用する場合は、その物品を購入するものとする。
- (7) 当該契約で、提出する書類が（製品にあらかじめ付属している取扱説明書等は除く）ある場合はグリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたもので提出する。
- (8) 本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定するものとする。
- (9) 予定使用量については、気象条件又はプラント工程の変更に伴い大幅に変更となる場合がある。

19. 提出図書リスト

図 書 名	提 出 時 期	提 出 先	部数	備 考
1. 検査成績表	納入当日	発注担当課	1	
2. 納品書	納入当日	〃	1	
3. 請求書	納入後1週間以内	〃	1	
4. SDS（安全データシート）※	納入当日	〃	1	
5. その他機構が必要と認めた書類	その都度	〃	別途	

※初回の納入時にSDSを1部提出し、その後SDSに変更が生じた場合は、最新のものを1部提出すること。

以上